

令和 5年度

業務設計書（公示用）

業務名： 下水道管路施設耐震診断調査業務その2

---

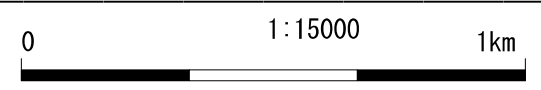
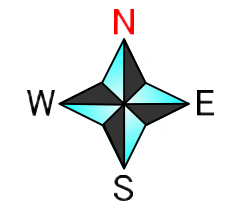
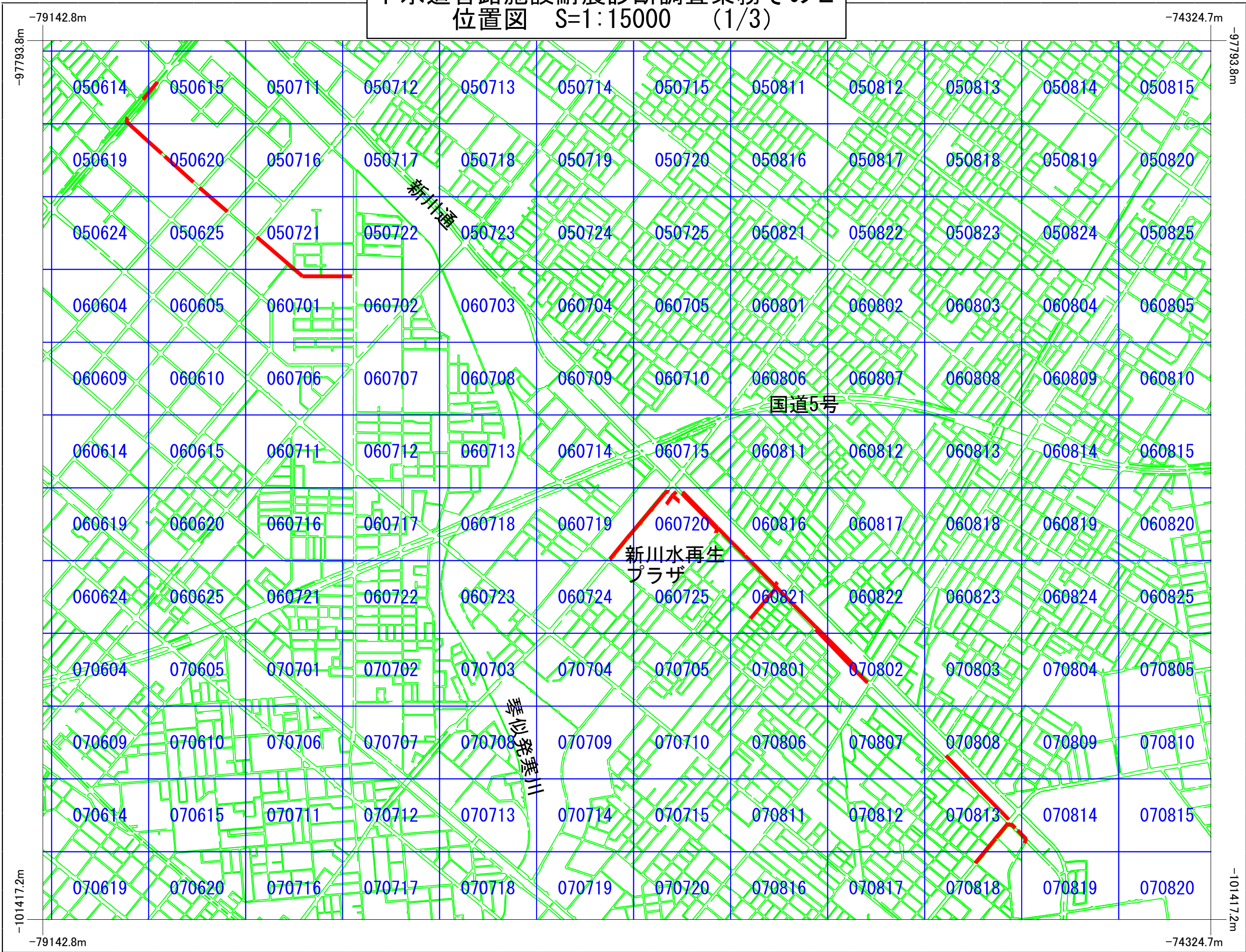
令和 5年 4月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 管路保全課 管路保全係

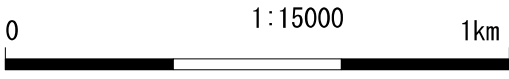
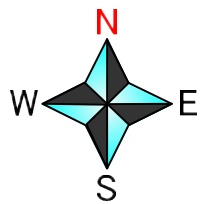
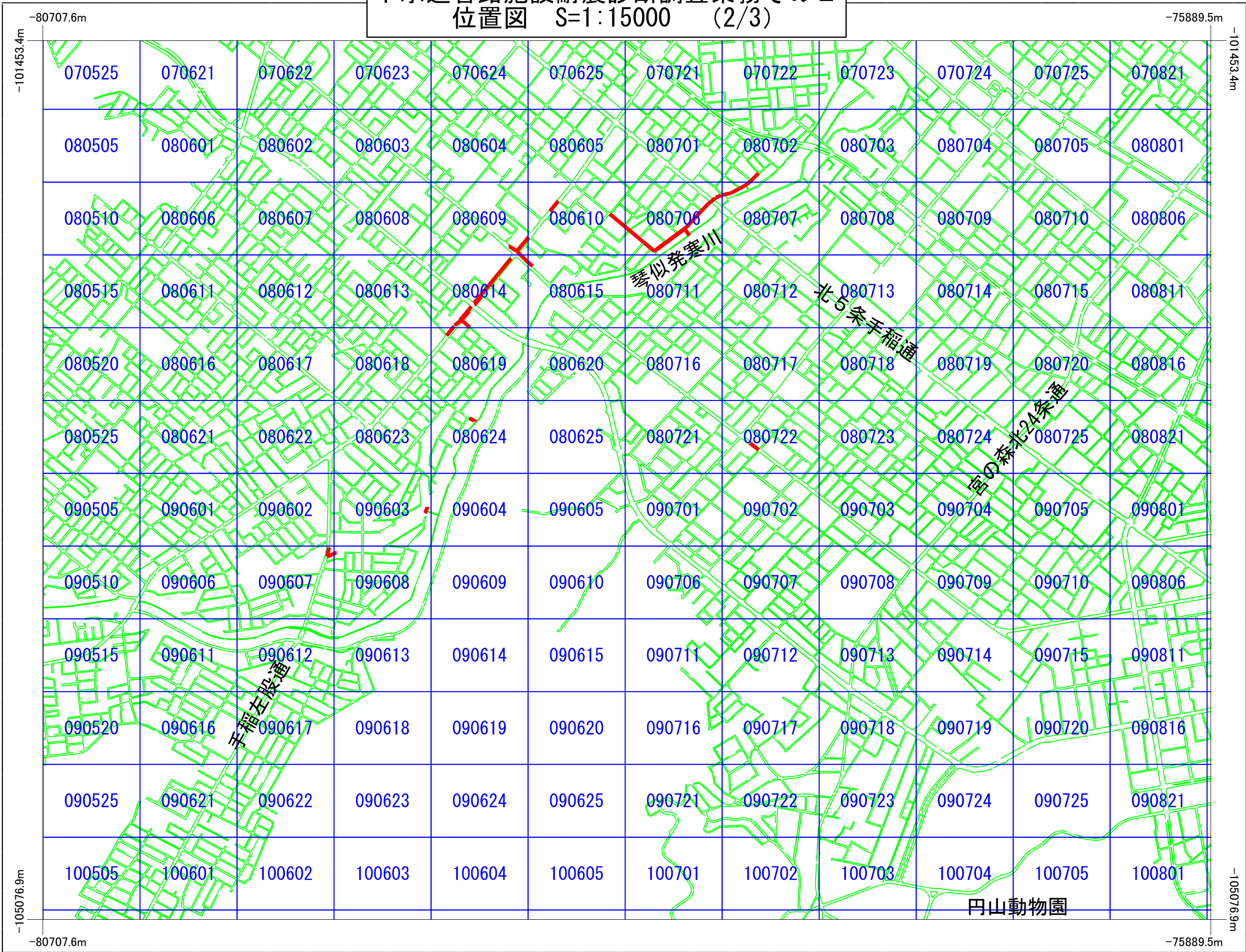
# 業務説明書

1. 概要
- |         |                     |         |
|---------|---------------------|---------|
| 対象施設    |                     |         |
| 管径      | 700～3,500 mm        |         |
|         | ※矩形管については診断箇所一覧表を参照 |         |
| 円形管     | 開削工法                | 4,784 m |
| 矩形管     | 開削工法                | 1,155 m |
| 円形管     | シールド                | 228 m   |
| 標準マンホール |                     | 123 箇所  |
- 設計条件及び補正等に係る項目は、別添「設計条件項目表」のとおり。
2. 場所
- 別添「診断箇所一覧表」による。
3. 期間
- 契約締結日から令和5年11月30日まで
4. 位置図
- 別添による。(位置図3枚)
5. 仕様書
- 別添「管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書」による。
6. 特記仕様書
-

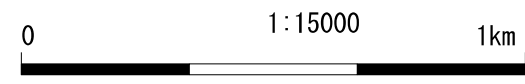
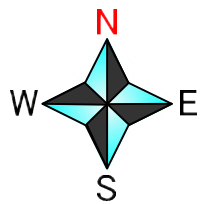
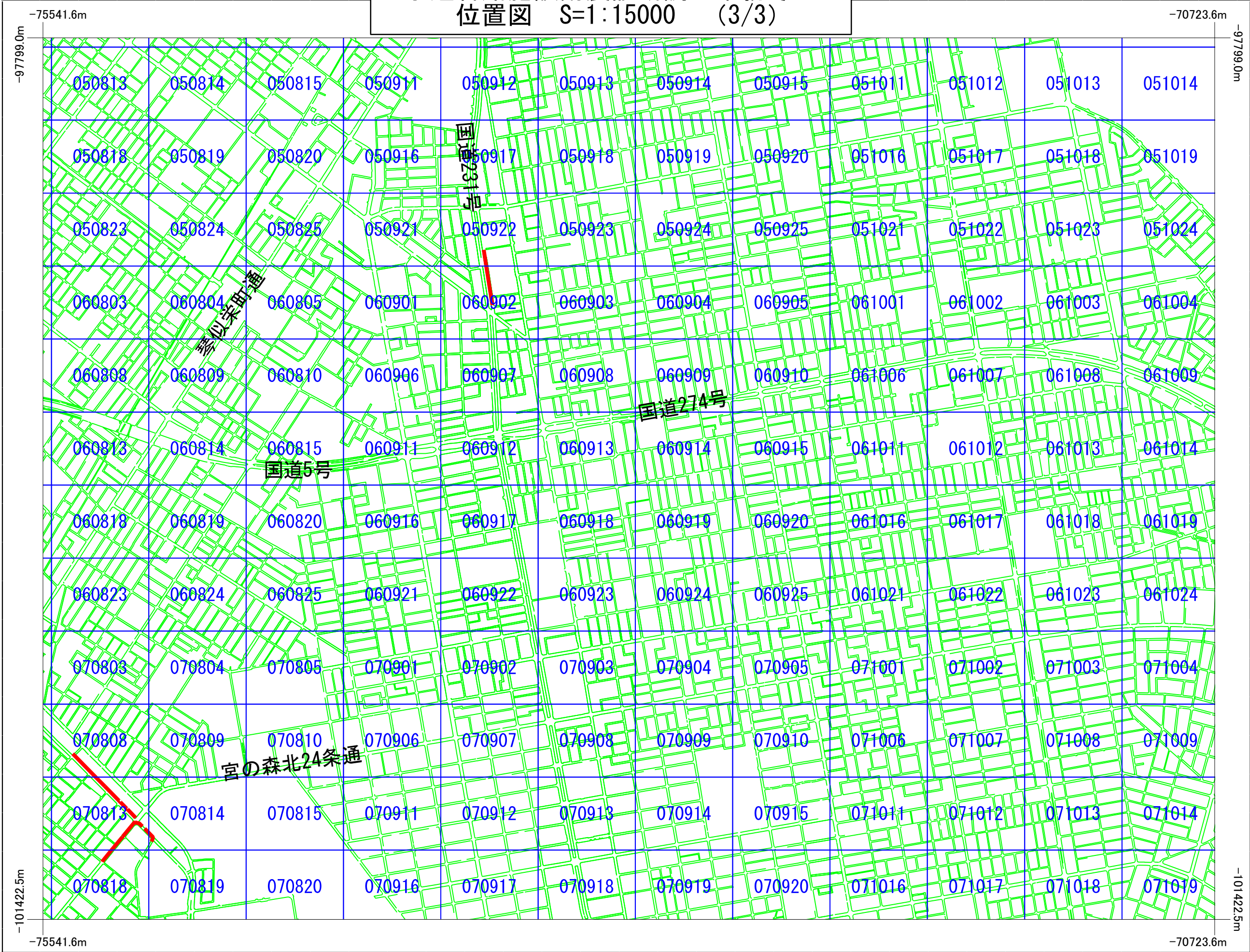
下水道管路施設耐震診断調査業務その2  
位置図 S=1:15000 (1/3)



下水道管路施設耐震診断調査業務その2  
位置図 S=1:15000 (2/3)



下水道管路施設耐震診断調査業務その2  
位置図 S=1:15000 (3/3)



( )	業務名	下水道管路施設耐震診断調査業務その2
-----	-----	--------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

設計条件項目表

項 目		設 計 条 件
工 期		契約締結日から令和5年11月30日まで
場 所		診断箇所一覧表による
報告書作成		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
設 計 協 議		中間打合せ 2回
詳細診断	延 長	円形管（開削工法） 4,784 m 矩形管（現場打ち） 1,155 m 円形管（シールド） 228 m
	調 査 対 象 管 路	<input checked="" type="radio"/> 雨水・汚水共 <input checked="" type="radio"/> 合流のみ <input checked="" type="radio"/> 汚水のみ <input checked="" type="radio"/> 雨水のみ
	管 路 電 子 化 情 報	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
	特 殊 構 造 物	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 特殊マンホール（ 基） マンホール形式ポンプ場（2次製品）（ 基） マンホール形式ポンプ場（現場打ち）（ 基） 吐口 その他（ ）
	耐 震 計 算	<input checked="" type="radio"/> 有（応答変位法） <input type="radio"/> 無 レベル1地震動 <input checked="" type="radio"/> レベル1及び2地震動
	耐 震 診 断 密 度	標準 <input checked="" type="radio"/> 標準以外（90断面）
	管渠の診断を伴わない マ ン ホ ー ル	33 基
	調査対象管路の布設 工 法 及 び 管 径	管径 700～3,500mm ※矩形管については 診断箇所一覧表を参照 工法 開削工法 推進工法（シールド）

なお、中間打合せは、「条件設定」、「耐震補強必要箇所の抽出」の2回とする。

また、耐震計算の際には対象管路に応じて許容値の設定を確認すること。（旧規格管等）

## 診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-92	050614162	050615012	4000×4000	95.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	手稲区	新発寒6条1丁目
P-93	050620005	050614157	3500×3500	212.42	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	西区	発寒16条14丁目
P-94	050620055	050620004	3500×3500	160	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	西区	発寒16条14丁目
P-95	050625157	050620106	3500×3500	153.75	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	西区	発寒16条13丁目
P-96	050721056	050721802	2400	21.01	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	発寒16条4丁目
P-97	050721802	050721008	2400	179.82	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	発寒16条12丁目
P-98	060701101	050721056	2400	49.25	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	発寒16条4丁目
P-99	060702001	060701101	2400	202.57	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	発寒16条4丁目
P-100	060719155	060720051	1800	246.04	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	西区	八軒9条西7丁目
P-101	060719151	060719155	1650	121.71	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	西区	八軒9条西7丁目
P-102	060720155	060720156	800	18.43	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	西区	八軒9条西7丁目
P-103	060720057	060720802	2700	46	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管B）	合流	開削工法	西区	八軒9条西7丁目
P-104	060720051	060720053	2000	17.61	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	西区	八軒9条西7丁目
P-105	060720054	060720057	2700	22.5	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管B）	合流	開削工法	西区	八軒9条西7丁目
P-106	060720058	060720801	2700	36	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管B）	雨水	開削工法	西区	八軒9条西7丁目
P-107	060720157	060720101	2300	208	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	八軒9条西7丁目
P-108	060720156	060720055	2300×2300	209.01	R C構造（現場打ち）	汚水	開削工法	西区	八軒9条西7丁目
P-109	060816800	060720157	2300	156.5	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	八軒10条西6丁目
P-110	060821068	060821805	2000	10.65	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	西区	八軒10条西3丁目
P-111	060821060	060821068	2000	13.68	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	西区	八軒10条西4丁目
P-112	060821061	060821060	2000	12.89	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	西区	八軒10条西4丁目
P-113	060821008	060821061	2000	157.26	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	西区	八軒9条西4丁目
P-114	060821801	060821060	2200	113.21	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	八軒10条西3丁目
P-115	060821165	060821801	2200	118.89	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	八軒10条西3丁目
P-116	060821060	060816800	2300	186.95	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	八軒10条西4丁目
P-117	060902105	050922800	3500	228.36	セグメント（R C）2次履工	合流	推進・シールド・水管橋・橋梁添架管	東区	北39条東1丁目
P-118	070802064	070802060	2400	89.18	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管C）	汚水	開削工法	西区	八軒10条西1丁目
P-119	070802058	070802059	2200	15.91	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	八軒10条西1丁目
P-120	070802059	060821165	2200	223.54	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	八軒10条西1丁目
P-121	070802060	060821167	2300×2070	217.04	R C構造（現場打ち）	汚水	開削工法	西区	八軒10条西1丁目
P-122	070813121	070813171	1500	83	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	西区	八軒10条東4丁目
P-123	070813170	070813802	2200	48.57	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	八軒10条東4丁目
P-124	070813802	070813801	2200	45.5	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	八軒10条東4丁目
P-125	070813801	070813104	2200	86.5	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	八軒10条東4丁目
P-126	070813104	070808028	2200	189.23	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	西区	八軒10条東3丁目
P-127	070813165	070813166	2300×2070	37.25	R C構造（現場打ち）	汚水	開削工法	西区	八軒10条東5丁目
P-128	070814025	070813164	2300×2070	69.66	R C構造（現場打ち）	汚水	開削工法	西区	八軒10条東5丁目



No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-129	070818101	070813121	1500	132.3	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	八軒9条東4丁目
P-130	080609161	080609162	1000	40	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西野2条3丁目
P-131	080609162	080610013	1350	70.07	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西野2条2丁目
P-132	080610159	080706019	1800	183.2	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西野1条1丁目
P-133	080610002	080610056	1350	55.39	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西野1条2丁目
P-134	080614462	080614461	700	44.91	鉄筋コンクリート管 (普通管)	雨水	開削工法	西区	西野4条2丁目
P-135	080614267	080614263	800	72.2	鉄筋コンクリート管 (普通管)	汚水	開削工法	西区	西野4条2丁目
P-136	080614261	080614303	800	51.86	鉄筋コンクリート管 (普通管)	汚水	開削工法	西区	西野3条3丁目
P-137	080614153	080609162	800	47.1	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西野3条2丁目
P-138	080614303	080614301	800	45.08	鉄筋コンクリート管 (普通管)	汚水	開削工法	西区	西野3条2丁目
P-139	080614301	080614102	800	61.1	鉄筋コンクリート管 (普通管)	汚水	開削工法	西区	西野3条2丁目
P-140	080614102	080614012	900	83.5	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西野3条2丁目
P-141	080614461	080614017	900	49.2	鉄筋コンクリート管 (普通管)	雨水	開削工法	西区	西野4条2丁目
P-142	080614455	080614502	1500	44.36	鉄筋コンクリート管 (普通管)	雨水	開削工法	西区	西野3条2丁目
P-143	080614418	080614461	800	35.69	鉄筋コンクリート管 (普通管)	雨水	開削工法	西区	西野4条2丁目
P-144	080615001	080614153	800	42.5	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西野2条2丁目
P-145	080619402	080614419	800	50.1	鉄筋コンクリート管 (普通管)	雨水	開削工法	西区	西野4条2丁目
P-146	080624455	080624961	2000	28.38	鉄筋コンクリート管 (普通管)	雨水	開削工法	西区	西野4条1丁目
P-147	080702074	080702073	1350	43.5	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西町北1丁目
P-148	080706074	080706073	1800	29.27	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西野1条1丁目
P-149	080706072	080706841	1500	114.25	鉄筋コンクリート管 (普通管)	雨水	開削工法	西区	西町南1丁目
P-150	080706019	080706074	1800	37.8	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西野1条1丁目
P-151	080706073	080706071	1000	47.7	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西町南1丁目
P-152	080706073	080706072	1500	58.38	鉄筋コンクリート管 (普通管)	雨水	開削工法	西区	西町南1丁目
P-153	080706071	080706109	1000	61	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西町南1丁目
P-154	080706157	080706156	1350	27.61	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西町北1丁目
P-155	080706156	080707003	1350	39.45	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西町北1丁目
P-156	080706162	080706161	1200	40	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西町南1丁目
P-157	080706161	080706157	1350	37.6	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西町南1丁目
P-158	080706109	080706162	1100	137.24	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西町南1丁目
P-159	080707002	080702074	1350	57.58	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西町北1丁目
P-160	080707003	080707002	1350	39.75	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	西町北1丁目
P-161	080722060	080722062	700	47.45	鉄筋コンクリート管 (普通管)	合流	開削工法	西区	山の手3条6丁目
P-162	090603562	090603560	1500	29.31	鉄筋コンクリート管 (普通管)	雨水	開削工法	西区	西野6条1丁目
P-163	090607573	090608401	1200	40.79	鉄筋コンクリート管 (普通管)	雨水	開削工法	西区	西野8条2丁目
P-164	090607551	090607573	900	37.6	鉄筋コンクリート管 (普通管)	雨水	開削工法	西区	西野7条2丁目

## 診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-129	050614157	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	5.4	7.54	昭和48年	003743	(09) 手稲区	新発寒6条1丁目
M-130	050614162	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	4.73	6.94	昭和48年	003743	(09) 手稲区	新発寒6条1丁目
M-131	050615012	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	4.92	7.19	昭和48年	003743	(09) 手稲区	新発寒6条1丁目
M-132	050620004	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	5.71	7.25	昭和48年	003744	(08) 西区	発寒16条14丁目
M-133	050620005	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	5.34	6.89	昭和48年	003744	(08) 西区	発寒16条14丁目
M-134	050620055	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	5.74	7.16	昭和48年	003744	(08) 西区	発寒16条14丁目
M-135	050620106	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	5.79	7.19	昭和48年	003745	(08) 西区	発寒16条14丁目
M-136	050625157	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	5.91	7.2	昭和48年	003745	(08) 西区	発寒16条13丁目
M-137	050721008	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	6.07	7.25	昭和48年	003745	(08) 西区	発寒16条13丁目
M-138	050721056	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	6.2	6.18	昭和48年	003747	(08) 西区	発寒16条4丁目
M-139	050721802	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	5.86	5.87	昭和48年	003746	(08) 西区	発寒16条12丁目
M-140	050922800	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	6.64	11.28	昭和55年	008996	(03) 東区	北40条東1丁目
M-141	060701101	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	5.78	5.69	昭和48年	003747	(08) 西区	発寒16条4丁目
M-142	060702001	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.17	6.61	昭和48年	003747	(08) 西区	発寒16条4丁目
M-143	060719151	(05) 5号型マンホール	8.8	6.33	昭和48年	003628	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-144	060719155	(05) 5号型マンホール	8.39	6.31	昭和48年	003627	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-145	060720051	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.8	8.05	昭和48年	003627	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-146	060720053	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.55	7.84	昭和48年	003627	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-147	060720054	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.35	7.95	昭和44年	900000	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-148	060720055	(06) 6号型マンホール	9.3	8.84	昭和59年	013737	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-149	060720057	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.15	9.82		900000	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-150	060720058	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	0	0	昭和63年	900000	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-151	060720101	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.35	8.9	昭和44年	002049	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-152	060720155	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.06	6.42	昭和58年	012593	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-153	060720156	(06) 6号型マンホール	9.3	8.55	昭和59年	013737	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-154	060720157	(06) 6号型マンホール	9.2	8.14	昭和44年	002049	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-155	060720801	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	0	0	大正14年	900000	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-156	060720802	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	0	0		900000	(08) 西区	八軒9条西7丁目
M-157	060816800	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	9.33	7.97	昭和44年	002049	(08) 西区	八軒10条西6丁目
M-158	060821008	(05) 5号型マンホール	8.94	4.23	昭和41年	001436	(08) 西区	八軒9条西4丁目
M-159	060821060	(20) 分水マンホール（特殊マンホール）	9.79	8.09	昭和45年	002420	(08) 西区	八軒10条西4丁目
M-160	060821061	(05) 5号型マンホール	9.41	4.98	昭和42年	001624	(08) 西区	八軒10条西4丁目
M-161	060821068	(21) 制水ゲート	3.53	0	昭和42年	001624	(08) 西区	八軒10条西3丁目
M-162	060821165	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.42	7.12	昭和45年	002422	(08) 西区	八軒10条西3丁目
M-163	060821167	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.08	7.47	昭和60年	015105	(08) 西区	八軒10条西2丁目

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-164	060821801	(34) 仮想マンホール (ダミーマンホール)	9.14	7.07	昭和45年	002420	(08) 西区	八軒10条西3丁目
M-165	060821805	(36) 仮想マンホール (河川・池等)	3.51	3.51	昭和42年	001624	(08) 西区	八軒10条西4丁目
M-166	060902105	(18) その他の特殊マンホール (階段マンホール・管理マンホール等)	7.36	11.66	昭和55年	008996	(03) 東区	北39条東1丁目
M-167	070802058	(18) その他の特殊マンホール (階段マンホール・管理マンホール等)	9.41	6.63	昭和45年	002422	(08) 西区	八軒10条西1丁目
M-168	070802059	(18) その他の特殊マンホール (階段マンホール・管理マンホール等)	9.69	6.94	昭和45年	002422	(08) 西区	八軒10条西1丁目
M-169	070802060	(16) 特殊6号型マンホール	9.91	7.99	昭和60年	015105	(08) 西区	八軒10条西1丁目
M-170	070802064	(16) 特殊6号型マンホール	10.21	8.17	昭和60年	015106	(08) 西区	八軒10条西1丁目
M-171	070808028	(18) その他の特殊マンホール (階段マンホール・管理マンホール等)	10.59	6.75	昭和45年	002424	(08) 西区	八軒10条東2丁目
M-172	070813104	(18) その他の特殊マンホール (階段マンホール・管理マンホール等)	11.33	7.11	昭和44年	002051	(08) 西区	八軒10条東3丁目
M-173	070813121	(04) 4号型マンホール	11.32	6.08	昭和42年	001627	(08) 西区	八軒10条東4丁目
M-174	070813164	(07) 7号型マンホール	12.25	8.78	平成04年	021939	(08) 西区	八軒10条東5丁目
M-175	070813165	(18) その他の特殊マンホール (階段マンホール・管理マンホール等)	12.22	8.77	平成04年	021939	(08) 西区	八軒10条東5丁目
M-176	070813166	(07) 7号型マンホール	12.3	8.95	平成04年	021939	(08) 西区	八軒10条東5丁目
M-177	070813170	(18) その他の特殊マンホール (階段マンホール・管理マンホール等)	10.83	6.25	昭和44年	002051	(08) 西区	八軒10条東4丁目
M-178	070813171	(04) 4号型マンホール	11.05	5.94	昭和45年	002425	(08) 西区	八軒10条東4丁目
M-179	070813801	(34) 仮想マンホール (ダミーマンホール)	10.87	6.48	昭和44年	002051	(08) 西区	八軒10条東4丁目
M-180	070813802	(34) 仮想マンホール (ダミーマンホール)	10.68	6.19	昭和44年	002051	(08) 西区	八軒10条東4丁目
M-181	070814025	(07) 7号型マンホール	12.42	8.85	平成09年	028616	(08) 西区	八軒10条東5丁目
M-182	070818101	(14) 特殊4号型マンホール	10.68	5.25	昭和42年	001627	(08) 西区	八軒9条東4丁目
M-183	080609161	(09) 3号型マンホール (角型)	47.12	4.47	昭和49年	004176	(08) 西区	西野2条3丁目
M-184	080609162	(04) 4号型マンホール	47.51	6.4	昭和48年	003752	(08) 西区	西野2条2丁目
M-185	080610002	(04) 4号型マンホール	43.14	6.26	昭和48年	003752	(08) 西区	西野1条2丁目
M-186	080610013	(04) 4号型マンホール	45.72	4.79	昭和48年	003752	(08) 西区	西野2条2丁目
M-187	080610056	(04) 4号型マンホール	42.1	6.86	昭和48年	003752	(08) 西区	西野1条2丁目
M-188	080610159	(15) 特殊5号型マンホール	41.11	7.91	昭和48年	003751	(08) 西区	西野1条1丁目
M-189	080614012	(28) 3号型マンホール (半組立式円型)	48.14	5.47	平成15年	037108	(08) 西区	西野3条2丁目
M-190	080614017	(28) 3号型マンホール (半組立式円型)	53.79	7.15	平成15年	037108	(08) 西区	西野4条2丁目
M-191	080614102	(02) 2号型マンホール (円型)	49.74	6.77	昭和48年	003753	(08) 西区	西野3条2丁目
M-192	080614153	(02) 2号型マンホール (円型)	47.73	6.23	昭和53年	007394	(08) 西区	西野3条2丁目
M-193	080614261	(02) 2号型マンホール (円型)	52.88	9.15	昭和48年	003754	(08) 西区	西野3条3丁目
M-194	080614263	(02) 2号型マンホール (円型)	53.3	8.5	昭和48年	003754	(08) 西区	西野3条2丁目
M-195	080614267	(02) 2号型マンホール (円型)	54.81	8.51	昭和48年	003754	(08) 西区	西野4条2丁目
M-196	080614301	(02) 2号型マンホール (円型)	50.9	7.58	昭和48年	003753	(08) 西区	西野3条2丁目
M-197	080614303	(02) 2号型マンホール (円型)	51.76	8.25	昭和48年	003754	(08) 西区	西野3条2丁目
M-198	080614418	(02) 2号型マンホール (円型)	55.51	7.6	昭和55年	009473	(08) 西区	西野4条2丁目

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-199	080614419	(02) 2号型マンホール (円型)	55.57	6.15	昭和55年	009473	(08) 西区	西野4条2丁目
M-200	080614455	(05) 5号型マンホール	52.98	8.45	昭和49年	004171	(08) 西区	西野3条2丁目
M-201	080614461	(02) 2号型マンホール (円型)	54.77	7.99	昭和49年	004171	(08) 西区	西野4条2丁目
M-202	080614462	(02) 2号型マンホール (円型)	54.43	6.95	昭和49年	004171	(08) 西区	西野4条2丁目
M-203	080614502	(04) 4号型マンホール	52.01	7.59	昭和49年	004171	(08) 西区	西野3条2丁目
M-204	080615001	(02) 2号型マンホール (円型)	47.76	6.13	昭和53年	007394	(08) 西区	西野2条2丁目
M-205	080619402	(02) 2号型マンホール (円型)	56.45	5.35	昭和55年	009473	(08) 西区	西野4条2丁目
M-206	080624455	(18) その他の特殊マンホール (階段マンホール・管理マンホール等)	54.9	3.33	昭和49年	004172	(08) 西区	西野4条1丁目
M-207	080624961	(36) 仮想マンホール (河川・池等)	54.5	0	昭和49年	004172	(08) 西区	西野4条1丁目
M-208	080702073	(04) 4号型マンホール	28.18	3.83	昭和46年	002873	(08) 西区	西町北1丁目
M-209	080702074	(04) 4号型マンホール	29.55	4.08	昭和46年	002873	(08) 西区	西町北1丁目
M-210	080706019	(15) 特殊5号型マンホール	36.97	4.35	昭和48年	003751	(08) 西区	西野1条1丁目
M-211	080706071	(09) 3号型マンホール (角型)	34.27	3.12	昭和48年	002873	(08) 西区	西町南1丁目
M-212	080706072	(04) 4号型マンホール	34.12	3.18	昭和48年	003751	(08) 西区	西町南1丁目
M-213	080706073	(19) 雨水吐室 (特殊マンホール)	35.17	3.24	昭和48年	003751	(08) 西区	西町南1丁目
M-214	080706074	(05) 5号型マンホール	36	3.75	昭和48年	003751	(08) 西区	西野1条1丁目
M-215	080706109	(09) 3号型マンホール (角型)	33.51	2.67	昭和46年	002873	(08) 西区	西町南1丁目
M-216	080706156	(04) 4号型マンホール	32.36	3.51	昭和46年	002873	(08) 西区	西町北1丁目
M-217	080706157	(04) 4号型マンホール	33.53	4.1	昭和46年	002873	(08) 西区	西町北1丁目
M-218	080706161	(04) 4号型マンホール	33.9	4.37	昭和46年	002873	(08) 西区	西町南1丁目
M-219	080706162	(09) 3号型マンホール (角型)	33.66	3.36	昭和46年	002873	(08) 西区	西町南1丁目
M-220	080706841	(36) 仮想マンホール (河川・池等)	32.5	0	昭和48年	003751	(08) 西区	西町南1丁目
M-221	080707002	(04) 4号型マンホール	30.64	4.01	昭和46年	002873	(08) 西区	西町北1丁目
M-222	080707003	(04) 4号型マンホール	31.45	3.71	昭和46年	002873	(08) 西区	西町北1丁目
M-223	080722060	(02) 2号型マンホール (円型)	34.21	2.63	昭和40年	001351	(08) 西区	山の手3条6丁目
M-224	080722062	(02) 2号型マンホール (円型)	33.51	5.93	昭和40年	001351	(08) 西区	山の手3条5丁目
M-225	090603560	(04) 4号型マンホール	61.66	4.48	昭和52年	006302	(08) 西区	西野6条1丁目
M-226	090603562	(04) 4号型マンホール	62.55	3.81	昭和52年	006302	(08) 西区	西野6条1丁目
M-227	090607551	(02) 2号型マンホール (円型)	76.85	5.28	昭和52年	006303	(08) 西区	西野7条2丁目
M-228	090607573	(09) 3号型マンホール (角型)	76.77	6.82	昭和52年	006302	(08) 西区	西野8条2丁目
M-229	090608401	(09) 3号型マンホール (角型)	73.48	3.92	昭和52年	006302	(08) 西区	西野8条2丁目

## 診断箇所一覧表（管渠の計算を伴わない人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-342	030902118	(01) 1号型マンホール	2.22	1.58	平成03年	020869	(02) 北区	屯田町1041番地
M-343	030902119	(02) 2号型マンホール（円型）	2.28	5.84	平成03年	020869	(02) 北区	屯田町982番地
M-344	030902160	(01) 1号型マンホール	1.89	1.55	平成03年	020869	(02) 北区	屯田町1041番地
M-345	030902162	(01) 1号型マンホール	2	2.22	平成03年	020869	(02) 北区	屯田町1041番地
M-346	030902163	(01) 1号型マンホール	2.06	4	平成03年	020869	(02) 北区	屯田町1041番地
M-347	040906005	(01) 1号型マンホール	3.65	1.31	昭和62年	017017	(02) 北区	屯田5条4丁目
M-348	040906007	(01) 1号型マンホール	3.65	1.63	昭和62年	017017	(02) 北区	屯田5条4丁目
M-349	040906008	(01) 1号型マンホール	3.82	2.23	昭和47年	003213	(02) 北区	屯田4条4丁目
M-350	040906012	(01) 1号型マンホール	4.5	2.69	昭和47年	003213	(02) 北区	屯田4条3丁目
M-351	060703157	(01) 1号型マンホール	8.38	4.08	平成05年	022852	(02) 北区	新川2条12丁目
M-352	060709162	(02) 2号型マンホール（円型）	9.4	4.94	平成04年	021809	(02) 北区	新川2条8丁目
M-353	060710162	(01) 1号型マンホール	8.3	2.95	昭和53年	007611	(02) 北区	新川7条7丁目
M-354	060710163	(01) 1号型マンホール	8.29	2.09	昭和53年	007611	(02) 北区	新川3条7丁目
M-355	060714164	(01) 1号型マンホール	8.4	3.4	平成04年	021809	(02) 北区	新川2条8丁目
M-356	060715009	(01) 1号型マンホール	10.37	4.61	平成04年	021809	(02) 北区	新川2条8丁目
M-357	060715010	(01) 1号型マンホール	8.66	3.37	平成04年	021809	(02) 北区	新川2条8丁目
M-358	060715108	(01) 1号型マンホール	8.4	1.8	昭和54年	008627	(02) 北区	新川2条7丁目
M-359	060715109	(01) 1号型マンホール	8.39	2.07	昭和54年	008627	(02) 北区	新川2条7丁目
M-360	060715158	(01) 1号型マンホール	8.35	2.29	昭和54年	008627	(02) 北区	新川2条7丁目
M-361	060715163	(01) 1号型マンホール	7.84	1.89	平成07年	024883	(02) 北区	新川2条7丁目
M-362	060715164	(01) 1号型マンホール	7.81	1.81	平成07年	024883	(02) 北区	新川2条7丁目
M-363	060715165	(01) 1号型マンホール	7.8	1.8	平成07年	024883	(02) 北区	新川2条7丁目
M-364	060806008	(01) 1号型マンホール	8.22	1.51	昭和53年	007611	(02) 北区	新川3条7丁目
M-365	060806009	(01) 1号型マンホール	8.18	1.7	昭和53年	007611	(02) 北区	新川3条7丁目
M-366	070818017	(01) 1号型マンホール	11.8	1.98	平成02年	020037	(08) 西区	八軒6条東5丁目
M-367	070822154	(01) 1号型マンホール	12.01	1.98	平成02年	020037	(08) 西区	八軒6条東5丁目
M-368	070822156	(01) 1号型マンホール	12.24	2.19	昭和54年	007982	(08) 西区	八軒5条東4丁目
M-369	070822161	(01) 1号型マンホール	11.83	3.54	平成02年	020038	(08) 西区	八軒6条東5丁目
M-370	070822168	(01) 1号型マンホール	12.2	3.62	平成06年	024147	(08) 西区	八軒5条東4丁目
M-371	070823005	(01) 1号型マンホール	12.09	3.24	昭和46年	002815	(08) 西区	八軒6条東5丁目
M-372	070823007	(01) 1号型マンホール	12.07	3.04	昭和46年	002815	(08) 西区	八軒6条東5丁目
M-373	070823011	(01) 1号型マンホール	11.74	1.67	昭和46年	002815	(08) 西区	八軒6条東5丁目
M-374	070823071	(01) 1号型マンホール	12.85	1.74	昭和46年	002815	(08) 西区	八軒6条東5丁目

## 管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書

### 第1章 総則

#### 1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、診断箇所一覧表に示す委託対象地域について、現状を把握したうえで、管きょ及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うことを目的とする。

#### 1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い履行しなければならない。

#### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

#### 1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

#### 1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

#### 1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って、契約書に定めるもののほか、下記の書類を作成し、速やかに札幌市（以下「本市」という。）に提出しなければならない。提出に用いる様式については、担当職員の指示による。

##### (1) 着手時

- 1) 業務着手届
- 2) 主任技術者等指定通知書

※次の書類を含む

- ①技術者等経歴書
- ②技術者と受託者の直接的かつ恒久的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）
- ③資格要件を証明する書類の写し

##### 3) 業務日程表

##### (2) 業務実施中

- 1) 業務計画書
- (3) 完了時

- 1) 業務完了届
- 2) 成果品目録

なお、承認された事項を変更しようとするときには、その都度承認を受けるものとする。

#### 1.9 主任技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、相当の経験を有する技術者（以下「技術者」という。）を配置しなければならない。
- (2) 技術者の氏名、その他必要な事項を業務計画書に記載しなければならない。
- (3) 技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- (4) 主任技術者、照査技術者は別表に示す資格要件を満たす者とする。
- (5) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (6) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

#### 1.10 担当職員

- (1) 委託者は、設計業務における担当職員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 担当職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 契約書の規定に基づき、委託者が担当職員に委任した権限は、契約書等に基づくものとし、その権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合など、担当職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとし、後日書面により担当職員と受託者の両者が指示内容を確認するものとする。

#### 1.11 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に本市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、本市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1.13 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときには、誠意を

もってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

#### 1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市、受託者協議の上、これを定める。

## 第2章 調査

### 2.1 資料収集

詳細診断業務においては、耐震計算に必要な資料を収集しなければならない。業務上必要な管路資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

#### (1) 管路資料

下水道台帳、竣工図書、設計図書及び老朽度調査記録等に基づき、管きょ諸元の整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。

#### (2) 地盤資料

土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。

地質データを収集する場合は、委託者より該当地域の地質データの提供を受けること。

#### (3) 防災・利水資料

過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水状況を調査しなければならない。

#### (4) その他関連資料

地下埋設物台帳及びその他支障物件、管きょ改築更新事業計画、合流改善対策事業計画、浸水対策事業計画、下水道総合地震対策計画等の関連資料ならびにその他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

### 2.2 現地踏査

特記仕様書に示された調査対象区間について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。

### 2.3 現地作業

耐震計算を行うマンホールについて管口および直近の管継手部を含む内部の目視観察、構造・寸法の測定を行い、また流量等の状況を確認しなければならない。確認した内容は本市へ報告し、その際の様式については本市担当職員と協議すること。

ただし管きょの計算を伴わないマンホールの調査については構造・寸法の測定を行うのみとし、管口や直近の管継手部を含む目視観察は行わなくてよいものとする。



### 第3章 耐震診断調査等一般

#### 3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受託者は本市と密な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 耐震診断調査業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と本市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

#### 3.2 調査基準等

調査に当っては、本市が指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、調査を行う上で、その基準となる事項について本市と協議の上、定めるものとする。

#### 3.3 調査上の疑義

調査上疑義の生じた場合は、本市との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

#### 3.4 調査の資料

耐震診断調査における評価、計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

#### 3.5 事業計画図書等の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等に併せて、調査対象区間にかかる事業計画図書、下水道総合地震対策計画図書の確認をしなければならない。

#### 3.6 参考資料の貸与

本市は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

#### 3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

#### 3.8 耐震診断調査（詳細診断）

耐震診断調査（詳細診断）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管きよの耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価する業務をいう。

### 第4章 耐震診断調査（詳細診断）

#### 4.1 条件設定

耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。

#### 4.2 耐震性能の定量的評価

管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、

耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。ただし管きよの計算を伴わないマンホールについてはマンホール本体の計算と浮き上がり計算のみ行うこと。

(1) レベル1の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量）、マンホール本体の計算。

(2) レベル1及びレベル2の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管きよ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。

#### 4.3 耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位を抽出し、整理しなければならない。

#### 4.4 詳細診断調査図の作成

主要な調査図は、以下により作成することとし、図面完成時には、本市の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は、地形図に詳細調査区間を記入する。

(2) 調査対象路線図

調査対象路線図（ $S=2,500$ ）は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

(3) 耐震補強対策縦平面図

耐震補強対策縦平面図（縦断： $S=1/100$ 、平面： $S=1/500$ ）は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用いて、管きよの位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、検討結果等を記入する。

#### 4.5 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定量的評価結果、耐震計算書等を集成するものとする。

## 第5章 照査

### 5.1 照査の目的

受託者は業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うこ



業務名称 (例: 令和5年度 ○○○○管路施設耐震診断調査業務)

完了年月 (例: 2023年○月)

委託者名 (課名) (例: 札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課)

受託者名 (例: □□□□コンサルタント株式会社)

ウイルスチェックに関する情報 (詳細は(3)参照)

ファイルの種類: オリジナルファイル【必須】

(使用ソフトについては、事前に担当職員と協議すること)

PDFデータ

(オリジナルファイルとあわせて提出すること)

業務管理ファイル (Microsoft Excel)

(詳細は(4)に記載)

(3) ウィルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

①使用したウイルス対策ソフト名

②ウイルス (パターンファイル) 定義点月日またはパターンファイル名

③チェック年月日

(4) 業務管理ファイル

以下に示す様式の業務管理ファイル (エクセル形式) を作成し、電子媒体に格納すること。

業務番号 業務名	第 号 (※1) 令和○年度 ○○○○管路施設耐震診断調査業務 (※2)			
受注者	□□□□コンサルタント株式会社 (※3)			
	主任技術者: (※3)		連絡先: (※3)	
TECRIS 登録番号	※4			
ソフトウェア 情報	番号	ソフトウェア 名称	バージョン 情報	備考
	①	※5	※6	
	②			

・

・

ソフトウェアが増えるごとに、表を下に追加して記載すること。

記載欄	記載内容
※1	契約年度 (西暦下2桁) と業務番号 (4桁) を記入する。

	(例：2023年の業務番号101番→「230101」)
※2	契約上の業務名称を記入する。
※3	企業名、配置した主任技術者、連絡先を記入する。(略称不可)
※4	財)日本建設情報総合センターが発行する業務カルテ受領書に記載される番号を記入する。
※5	ソフトウェア名を記入する。 (使用したソフトウェアのすべてを記載すること。)
※6	ソフトウェアのバージョンを記入する。

## 第7章 参考図書

### 7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 札幌市下水道設計標準図
- (2) 管きよの設計要領 (札幌市下水道河川局事業推進部)
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (4) 下水道維持管理指針 ( " )
- (5) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 ( " )
- (6) 下水道管路施設設計の手引き ( " )
- (7) 下水道施設の耐震対策マニュアル ( " )
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説 ( " )
- (9) 下水道施設耐震計算例－管路施設編 ( " )
- (10) 下水道推進工法の指針と解説 ( " )
- (11) 下水道マンホール安全対策の手引き (案) ( " )
- (12) 水理公式集 (土木学会)
- (13) コンクリート標準示方書 ( " )
- (14) トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 ( " )
- (15) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 ( " )
- (16) トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 ( " )
- (17) 地盤工学ハンドブック (地盤工学会)
- (18) 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- (19) 札幌市道路占用規則等
- (20) 道路構造令の解説と運用 (日本道路協会)
- (21) 道路土工－仮設構造物工指針 ( " )
- (22) 道路土工－擁壁工指針 ( " )
- (23) 道路土工－カルバート工指針 ( " )
- (24) 共同溝設計指針 ( " )

- (25) 道路橋示方書・同解説（ 〃 ）
- (26) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (27) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）

## 第 8 章 業務カルテの作成・登録

### 8.1 業務カルテの作成・登録

受託者は、業務の受注・完了時の消費税等相当額を含む契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報入力システム（TECRIS）（財・日本建設情報総合センター）に基づき、「業務カルテ」を作成し業務担当職員の確認を受けた後に、財・日本建設情報総合センターに提出するものとする。

また、財・日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを業務担当職員に提出すること。提出期限は下記のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 15 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 15 日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 15 日以内に変更データを提出しなければならない。

別表 資格要件

本業務の主任技術者及び照査技術者は、下記の資格要件を満たす者とする。

- (1) 主任技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅱ)の要件を満たす者とする。
- (2) 照査技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅰ)の要件を満たす者とする。
- (3) 主任技術者及び照査技術者は上記(1)、(2)に加え、下水道法に規定された要件も満たす者とする。

表－1 資格要件分類表

要件分類	資格
資格要件(Ⅰ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理(建設、上下水道)部門》、RCCM(同種・類似業務の履行経験がある)のいずれかの資格保有者
資格要件(Ⅱ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理(建設、上下水道)部門》、RCCMのいずれかの資格保有者か建設コンサルタント等業務について(大卒:13年、短大・高専卒:15年、高卒:17年)以上の実務経験を有する者
資格要件(Ⅲ)	建設コンサルタント等業務について(大卒・短大・高専卒:3年、高卒:5年、その他:10年)以上の実務経験を有する者

表一 2 下水道法に規定された資格要件（下水道法施行令第 15 条第 1 項の一部を抜粋）

1. 学校教育法による大学(短期大学を除く)の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については七年以上、下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあっては三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
2. 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については八年以上、下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあっては四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
3. 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十年以上、下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあっては五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
4. 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十二年以上、下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあっては六年以上、下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。
5. （省略）
6. 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。
7. 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第一種技術検定に合格した者で、五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（計画設計を行わせる場合にあっては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）であること。
8. 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者(国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。)であること。



## 第9章 安全対策関係

### 9.1 交通管理

本業務の現地作業における交通管理として、下表に示す人員を見込んでいるが、現地  
の状況、その他関係機関との協議により数量の増減、処理工法の変更、追加等が生じた場  
合には別途協議する。

作業項目	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B	備考
現地踏査及び現地作業	1人/日	2人/日	公安委員会認定路線
現地踏査及び現地作業	0人/日	3人/日	上記以外

※交通誘導警備員Aについては、次項における1級又は2級検定合格者とする。

### 9.2 公安委員会認定路線の交通誘導警備員の資格について

本業務にて公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係わる作  
業を行う場合、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す  
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資格	確認資料
交通誘導警備業務に係る1級又は 2級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は 2級検定合格証明書（写し）

交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2  
級検定合格警備員を1人以上とすること。

交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を提出すること。

公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線については、北海道警  
察本部ホームページによる。